

監査報告書

令和6年5月28日

学校法人 村田学園

理事会・評議員会 御中

学校法人 村田学園

監事 西田 隆郎

私は、学校法人村田学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄付行為第16条に基づいて同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務・財産の状況について調査をし、理事長より学校運営の報告を聴取しました。その結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人村田学園の令和6年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

注 私は、私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。

監査報告書

令和6年5月28日

学校法人 村田学園

理事会・評議員会 御中

学校法人 村田学園

監事 藤原 紫恵

私は、学校法人村田学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄付行為第16条に基づいて同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務・財産の状況について調査をし、理事長より学校運営の報告を聴取しました。その結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人村田学園の令和6年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

注 私は、私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。